

(2) 発達支援班

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒の障害等の実態に応じた教育に関する相談を行い、心身の調和的発達を図るとともに、特別支援教育の推進と各地域における教育相談活動の普及・啓発を行っています。

支援・相談事業

相談名	内容	申込方法
発達支援 電話教育相談	障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関することについて、電話による相談を行っています。	発達支援教育相談ダイヤル <u>022-784-3565</u> 月～金 9時～16時30分 (受付は16時まで) ※休日(祝日等)を除く。
発達支援 来所教育相談	当センターの施設・設備を活用し、各種検査や行動観察等を実施しています。また、専門相談員との連携を図り、専門的、総合的な立場で、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関する相談を行っています。	①, ②とも電話で仮予約し、「発達支援教育相談申込カード」を発達支援班あてに郵送。 発達支援班 <u>022-784-3563</u> 「発達支援教育相談申込カード」は、各学校等に配付している「発達支援教育相談実施要項」または当センターWebサイトより入手できます。
	①当センターの所員による教育相談 月～金 9時30分～16時 ※休日(祝日等)を除く。 ②心理の専門相談員による教育相談 (新規相談者を除きます) 9時30分～12時, 13時30分～16時30分 ※相談日は総合教育センターWebサイトでご確認ください。 「トップページ — 教育相談 — 発達支援相談 — 「詳しくはこちら」 — 2.発達支援来所教育相談」	
発達支援 定期巡回教育相談	県内9か所を定期的に巡回し、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関する相談を行っています。 ※相談日は総合教育センターWebサイトでご確認ください。 「トップページ — 教育相談 — 発達支援相談 — 「詳しくはこちら」 — 1.発達支援定期巡回教育相談」	1週間前まで電話で仮予約し、「発達支援教育相談申込カード」を発達支援班あてに郵送。 発達支援班 <u>022-784-3563</u>
発達支援 要請教育相談	保育所、幼稚園、学校、市町村教育委員会の依頼により要請先を訪問し、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関する相談を行っています。	原則として、あらかじめ「発達支援定期巡回教育相談」または「発達支援来所教育相談」を受けている相談者が対象です。電話で仮予約してください。 発達支援班 <u>022-784-3563</u>

(3) 不登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」

りんくるみやぎでは、幼児児童生徒、本人、保護者、学校の先生方を対象として、不登校や学校不適応に関する悩みについては臨床心理士や電話相談員及び教育相談班の指導主事が、障害及び発達の遅れや偏り等については発達支援班の指導主事や専門相談員が相談に応じています。(相談は無料です)